

## 消費税滞納は要注意

Q：消費税の滞納者には、厳正に対処していく方針だと聞きましたが本当でしょうか。

A：国税庁では、納税意志のない者等悪質滞納者には売掛金の差押えも辞さないなど、厳正に対処していくこととしているようです。

### 【解説】

国税庁はこのほど、「消費税の滞納」を焦点とする全国国税局徴収部長会議を開催しました。

今回の会議で出された意見で注目されるのは、地方公共団体における入札や制度融資を受ける際、「消費税納税証明書」の提出を義務付けさせるよう地方公共団体に要請するというもので、国税庁では大部分の都道府県に対し既に要請を行ったようです。地方公共団体がこれを受け入れれば、事業者（免税事業者を除きます）は「消費税納税証明書」がない限り入札に参加できないうえ、地方公共団体が実施する制度融資も一切受けられないこととなります。

国税庁の要請に対し、青森県、大分県、徳島県などがこれをおおむね受け入れる回答を行っている一方、東京都、埼玉県など都市部においては、「規制緩和の流れに逆行する」として拒否の傾向が強いようです。

消費税は預かり金という性格上、課税の公平の観点からも、滞納は問題視されており、今回の会議では、滞納整理に早期着手することが確認されたほか、納税意志のない者等悪質滞納者には、売掛金の差押えも辞さないなど、厳正に対処していくこととされています。

